

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 0 号
件 名	平成29年度特別徴収税額決定通知書に受給者個人番号の記載を中止する件に関する事について
紹 介 議 員	渡辺有子, 飯塚孝子, 倉茂政樹, 平あや子, 中山 均
要 旨	<p>これまでは、給与所得等に係る市町村民税・道府県税特別徴収税額の決定・変更通知書（以下、特別徴収税額の決定通知書）には受給者（従業員）の住所、氏名、当該受給者に係る特別徴収税額総額及び月別徴収税額のみ記載され、それ以外の受給者個人情報は一切記載されていませんでした。ところが、総務省が公表した平成 29 年 1 月 1 日施行の「地方税法施行規則第三号様式（特別徴収税額の決定通知書）」には、新たに受給者個人番号を記載する欄が設けられています。</p> <p>従業員を雇用している会社等は年末調整を行うに際して、全従業員にその理由を示した上で、個人番号の提示を求めます。しかし、従業員に拒否された場合には強制できないことから、個人番号を記載しない給与支払報告書を各市区町村に提出することになります。</p> <p>また、会社等は個人番号の保管に当たっては、個人番号を管理する担当者を決め、適切な教育を行うなど組織的・人的安全管理措置をとる、シュレッターや鍵つき棚を用意するなど、物理的・技術的安全管理措置をとるなどの義務があることから、当面それらの体制が整うまで個人番号の取り扱いを見合わせている事業主も多くいます。</p> <p>特別徴収義務者にとって、個々の従業員から住民税を徴収してその合計を各自自治体に納付する上で、各自自治体から従業員の個人番号の通知を受けることは必要ないことです。</p> <p>このような状況のもとで、各自自治体から本人の承諾なしに、一方的に従業員の個人番号が記載された書類が事業主に郵送されることとなります。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成29年 3 月 7 日 第 1 項 第 2 項 } 総務常任委員会
受 理	平成29年 2 月 27 日 第 7 1 2 号

本人の承諾を得ないまま個人番号を通知されることは、たとえ自治体が行うことであってもプライバシー権の侵害であり、憲法第13条に違反します。配達の誤りがあった場合や、個人番号担当以外の従業員が郵便を受け取り開封した場合など、特定個人情報が漏れる可能性が大いにあります。

総務省は平成28年12月15日、全国商工団体連合会に対し、特別徴収税額の決定通知書に個人番号を記載しないと決めた自治体に対し、ペナルティー、地方税法上の罰則規定はないと回答しています。また、平成28年11月30日、中野区議会区民委員会では区民サービス管理部参事が情報漏えいのリスク、簡易書留は郵送料が大幅に増大すること、受け取りまでに日数を要し徴収事務に支障を来すおそれがある等と答弁し、個人番号欄はアスタリスクを印字、もしくは空欄で送ることを明らかにしています。今後同様の取り扱いをする自治体がふえると推測されます。

以上のことから、下記事項について請願します。

#### 記

- 1 平成29年度の特別徴収税額決定通知書に受給者個人番号記載を中止することを新潟市議会として国に意見書を提出すること。
- 2 新潟市は平成29年度の特別徴収税額の決定通知書に受給者個人番号記載を中止すること。